

第11回 標準委員会 発電炉専門部会議事録 (案) rev.1

1. 日時 2002年12月20日 (金) 10:00~12:20

2. 場所 (社) 日本原子力学会 会議室

3. 出席者 (敬称略)

(出席委員) 成合 (部会長), 平野 (副部会長), 笠井 (幹事), 緒方, 木下, 久保, 榊原, 澤田, 高橋, 津久井, 永田, 西村, 平野(雅) (13名)

(代理出席委員) 内藤 (安藤代理), 山本 (竹田代理) (2名)

(欠席委員) 井手, 浦田, 藤田, 古田, 三島 (5名)

(常時参加者) 寺津 (1名)

(事務局) 太田, 市園

4. 配付資料

PTC11-1 第10回 標準委員会 発電炉専門部会議事録 (案)

PTC11-2 標準委員会の活動状況

PTC11-3 発電炉専門部会 分科会・タスク活動状況

確率論的安全評価 (レベル1及びレベル2) 分科会設置について (案)

5 炉心安定性評価分科会設置について (案)

5 標準制定スケジュール

7 標準委員会審議要領

3 2003年 春の年会総合報告

5. 議事内容

議事に先立ち、事務局より、委員20名中、代理委員を含めて15名の委員が出席しており、決議に必要な定足数 (14名以上) を満足している旨報告された。

(1) 前回議事録の確認

前回議事録について承認された (PTC11-1)。

(2) 全体活動状況報告

事務局より、PTC11-2に沿って標準委員会での主要な動きの報告を行った。また、PTC 11-3に沿って、標準講習会実施状況を中心とした報告を行った。

・講習会については、50~60名程度が集まれば理想である。

(3) 分科会の設置等

分科会の設置

笠井幹事 (発電炉タスク主査) より、PTC11-4, 11-5に沿って新たな分科会設置の提案があり、以下の審議の後これを承認した。

・確率論的安全評価 (レベル1及びレベル2) 分科会について、メンバーとして全国から広く選ぶのが理想であるが東京周辺に偏っている。地方で良い人が居れば加えるのが望ましい。また、更に1, 2名大学関係者に入ってもらうのが理想である。

・BWR核熱水力安定性評価分科会について、PWRのメンバーが居なくて良いか検討する。

・

b) 今後の委員選任までの手順について

・両分科会ともタスク提案の委員 (候補) が16名であり、これに加え各委員から2名程度の候補推薦を受け、18名を定員として無記名投票 (メール) により委員選任を行う。

・推薦に当たっては、投票に必要な推薦情報を付ける。

・スケジュールは以下の通り。

委員推薦期限: 年内 (12月27日一杯)

投票用紙発送: 1月8日頃 (Eメールによる)

投票締め切り: 1月15日頃 (Eメールによる)

c) 分科会の廃止とタスクの設置

新分科会の設置に伴い、新旧分科会の関係が、特に出来上がった標準のメンテナンスをどのように行うかということで、

・タスク、ワーキンググループのような形で、新知見をウォッチし、改定の判断を行う。

二案: 新分科会に旧分科会が作成した標準のフォローを頼む (実際の改定作業は別)。

をベースに以下のような審議が行われた。

・あくまでも部会の責任で対処すべきものである。

- ・改定の要否検討の前になって新たな組織を準備するのは困難。
 - ・標準が沢山できた時のことを考えると、各標準で常時数名の委員を任命しておくのは難しい。
 - ・新分科会に「改定の要否の判断」という本来の任務外の指名を負わせるのは適切でない。
 - ・改定に当たっては、使う人の意見を吸収できるようなシステムが必要。
- などの意見の後、最終的に確率論的安全評価（停止時）分科会は所定の任務の完了ということで廃止することとし、標準のメンテナンスのためには一案とすることとした。そのメンバーについては、部長、副部長の協議により決定する。

（４）発電炉に関連する諸課題について

発電炉に関連する諸課題について自由なディスカッションを行った。

- ・費用負担について今後どのようにして行くかが大きな問題。ボランティアと言っても所詮参加組織からの持ち出し。
- ・標準が最終的に効率化、合理化に繋がるものでなければ、標準を作るインセンティブはなくなる。
- ・原子力安全委員会の研究報告会でも、リスクインフォームド関係の研究・検討をどこが行うべきかが話題となっており、国や原子力研究所だけでなく、学会としても提案していくべき分野である。
- ・標準作成のためデータが必要で、そのための実験が必要。このような研究をどういう仕組みで立ち上げるかが課題である。
- ・欧米の状況では、規格をまとめる協会があり、学会の作成した規格もここに出すことで民間規格としてのお墨付きが得られる。利用に向けた条件整備が図られる。国からの補助もあるがその割合は各国とも多くはなく、あくまでも民間主体である。
- ・認証・認定について、米国の場合法律に「民間規格を参照」が入っており、認証基準についてもしっかりしている。
- ・ドイツでは、規制局の中に部会を設けて規格を作成している。事務局は局が行うが作る人は民間人である。
- ・日本の指針について、安全審査で実績として認められている。この事実は、法的にも位置付けられているとの考えである。
- ・「規制当局が学協会規格の策定プロセスに主要メンバーとして参加することにより自動的に、認証・認定される」と言う考えは、規制と被規制側が節度のある独立性を保つ必要があることから、基本的に無理である。
- ・国の指針が学会の作成する標準の上位に位置するとの考え方はおかしい。政府はPoliticalで、学会はAcademiaで夫々独立した考え方、立場で作成する。学会が標準を作る際の上にあるものは、あくまでも学術的な考え方である。体系化と言った時でも意識が違う。

（５）その他

- ・事務局より、RTC11-7に沿って“標準委員会審議要領”の概略説明を行った。
- ・事務局より、RTC11-8に沿って、来年春の学会年会総合報告で、“標準委員会セッション”として、「BWRにおける過渡的な沸騰遷移後の燃料健全性評価の標準化（仮題）」を取り上げるとの紹介があった。

6. 次回開催予定

第1回専門部会については、次回標準委員会との関連で5月初が妥当であるが（４）項の議論の今後とも関連して年度内の開催も考慮し、後日、日程を調整する。

以上